

国立大学法人群馬大学における研究設備・機器の共用に関する基本方針

令和6.5.31

学 長 裁 定

文部科学省において令和4年3月に策定された「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」を踏まえ、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における研究設備・機器（以下「設備等」という。）の全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用化をさらに促進するため、本学における研究設備・機器の共用に関する基本方針を以下のとおり定める。

- 1 研究力の強化を図るため、設備等を重要な経営資源の一つと捉え、全学的なマネジメントに基づいて設備等及びそれを支える人材を戦略的に最大限活用する取組みを進める。
- 2 教職員が協働し、利用環境の整備や効率的な管理・運用を実行することにより、設備等の共用を促進する。
- 3 設備等の共用を促進するため、共用システムの整備をさらに進めるとともに教職員一体となった共用システムの運営体制を確立する。
- 4 魅力ある研究環境を提供するため、多様な財源（設備等の利用料金を含む。）を活用して、設備等の整備・運営・管理等を安定的かつ継続的に維持・発展させるための仕組みを構築する。
- 5 外部連携の発展及び地域産業界の活性化を図るため、学外者の設備等の共用を積極的に促進する。